

一般貨物自動車運送事業譲渡譲受認可申請の添付書類

1. 譲渡譲受契約書の写し
2. 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
3. 譲受人が現に一般貨物運送事業を経営していない場合、その譲受人の組織形態に応じた次の書類
 - (1) 既存の法人
 - ① 定款または寄付行為及び登記簿の謄本
 - ② 最近の事業年度における貸借対照表
 - ③ 役員または社員の名簿及び履歴書（監査役も含む）
 - (2) 法人を設立しようとするもの
 - ① 定款（商法一明治32年法律第48号一第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄付行為の謄本
 - ② 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
 - ③ 設立しようとする法人が株式会社又は有限会社である場合にあっては、株式の引き受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類
 - (3) 個人
 - ① 資産目録（住所・氏名を入れること）
 - ② 戸籍抄本
 - ③ 法第5条各号の何れにも該当しない旨を証する書類
4. 法第5条（欠格事由）各号のいずれにも該当しない旨を証する書類（役員全員）
5. その他必要となる書類
 - (1) 公正取引委員会の届出受理書の写し（法人間譲渡の場合、但し100億円以上の場合）
 - (2) 事業計画の新旧対照表（事業計画に変更がある場合）
 - (3) 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類
 - (4) 施設の使用権原を証する書面

① 自己所有 …… 不動産登記簿謄本又は納税証明書

② 借 入 …… 賃貸借契約書・使用承諾書等

(事業用として使用可能であること又、車庫については面積と地目も記入下さい。)

(5) 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類 (施設の変更がある場合)

① 施設の案内図、見取図、平面 (求積) 図面、写真

(写真は、営業所・休憩室の外観及び内部、車庫の全体図及び出入口と前面道路の様子)

② 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書

③ 車庫前面道路の道路幅員証明書 (前面道路が「国道」の場合は、不要)

(車両制限令より幅員が不足している場合は、道路管理者から通行可能である旨の意見書を添付して下さい。意見についての質問は直接、中国運輸局自動車交通部貨物課Tel. 082-228-3438 までお問い合わせ下さい。)

(6) 運行管理者資格者証及び就任承諾書

(7) 整備管理者の就任承諾書 (外部委託の場合は契約書)

(整備管理者の資格については、事業者確認としますので支局の整備担当でご確認下さい。)

(8) 利用運送事業者 (自動車) が認可申請を行う場合、利用運送廃止に係る宣誓書

(9) その他注意事項

① 審査に当たっては、許可事案の処理方針 (平成15年2月28日付け中国運輸局公示第183号) が準用となりますので、必要に応じて追加書類を求めることがあります。

② 利用運送事業を行おうとする場合、別紙により必要書類をご用意下さい。

③ 尚、審査については上記必要書類によって行うものと致します。

- 一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請書
- 貨物利用運送事業認可申請書

(該当する事案を ✓ 印でチェックする。)

令和 年 月 日

中国運輸局長 殿

譲渡人(甲) 住 所.....
名 称.....
代表者名..... ⑩

譲受人(乙) 住 所.....
名 称.....
代表者名..... ⑩

一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請書

この度、一般貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送事業法第30条第1項の規定により下記の通り譲渡譲受認可申請をします。

記

1. 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 譲渡人(甲)

住 所

名 称

代表者名

(2) 譲受人(乙)

住 所

名 称

代表者名

2. 譲渡し及び譲受けの価格

価 格 円

3. 譲渡し及び譲受けの予定日

認可後、速やかに。

4. 譲渡し及び譲受けを必要とする理由

合理化を図るため。

添付書類 1

譲渡譲受契約書の写し

一般貨物自動車運送事業譲渡譲受契約書

住 所

〔譲渡人〕氏名又は名称

代表者氏名

住 所

〔譲受人〕氏名又は名称

代表者氏名

上記当事者間において、一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受に関し、次の通り契約する。

記

1. 譲渡及び譲受をしようとする事業の種類

一般貨物自動車運送事業

2. 譲渡及び譲受をしようとする資産の明細とその金額

(1) 資産の明細 別添の通り

(2) 金 額 金.....円

3. 譲渡及び譲受の条件

(1) 譲渡人は、譲渡人が経営する一般貨物自動車運送事業の経営権及び別添記載の物件を譲受人に対して譲渡する。

(2) 譲渡及び譲受の金額は前記の通りとし、譲渡譲受の認可を受けた後、速やかに譲受人は譲渡人に全額を支払うものとする。

4. 譲渡及び譲受の期間

認可された日から4ヶ月以内とする。

5. 債権、債務の処理

運送事業に関する債権・債務は、譲受人が継承するものとする。

令和 年 月 日

住 所

〔譲渡人〕氏名又は名称

代表者氏名 ⑩

住 所

〔譲受人〕氏名又は名称

代表者氏名 ⑩

譲受人が運送事業を営していない場合

- (1) 定款または寄付行為及び登記簿謄本
- (2) 最近の事業年度における貸借対照表
- (3) 役員または社員の名簿及び履歴書

(1) 定款または寄付行為及び登記簿謄本

(2) 最近の事業年度における貸借対照表

貸借対照表

氏名又は名称

代表者氏名

令和 年 月 日

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	金 額	流動負債	金 額
現金預金	円		0 円
		資 本 の 部	
		資 本 金	円
資産の部合計	円	負債の部合計	円

譲渡及び譲受をしようとする資産の明細とその金額

1. 営業用車両

種 別	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳
初度登録年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年
車 名				
登録番号	島根	島根	島根	島根
形 状				
最大積載量	kg	kg	kg	kg
長 さ	cm	cm	cm	cm
幅	cm	cm	cm	cm
価 格	円	円	円	円

種 別	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳
初度登録年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年
車 名				
登録番号	島根	島根	島根	島根
形 状				
最大積載量	kg	kg	kg	kg
長 さ	cm	cm	cm	cm
幅	cm	cm	cm	cm
価 格	円	円	円	円

種 別	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳	車 両 の 内 訳
初度登録年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年	昭和・平成・令和 年
車 名				
登録番号	島根	島根	島根	島根
形 状				
最大積載量	kg	kg	kg	kg
長 さ	cm	cm	cm	cm
幅	cm	cm	cm	cm
価 格	円	円	円	円

2. 合計金額 _____ 円

(3) 役員または社員の名簿及び履歴書

役員名簿

代表取締役

取締役

取締役

取締役

取締役

取締役

取締役

取締役

監査役

貨物自動車運送事業法第5条等に抵触しない旨の書類

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

私は、貨物自動車運送事業法第5条の各号に該当しないことを宣誓致します。

もし、この宣誓が事実と相違した場合は、如何なる処分を受けても異議申し立ては致しません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名 (印)

(生年月日) 年 月 日

[備考 : 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。]

中国運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名 印

事業計画の新旧対照表

一般貨物自動車運送事業の事業計画新旧対照表

1. 主たる事務所の名称及び位置

新旧	名 称	位 置
新		
旧		

2. 営業所の名称及び位置（従来通り）

本社営業所

3. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数（従来通り）

普通車両

小型車両

特種車両

計両

4. 車庫の位置及び収容能力（従来通り）

島根県..... m² (内、有蓋車庫..... m²)

島根県..... m² (内、有蓋車庫..... m²)

島根県..... m² (内、有蓋車庫..... m²)

5. 休憩・睡眠施設の位置及び収容能力（従来通り）

島根県..... m²

島根県..... m²

6. 特別積合せ貨物運送を行うかどうかの別（従来通り）

行わない。

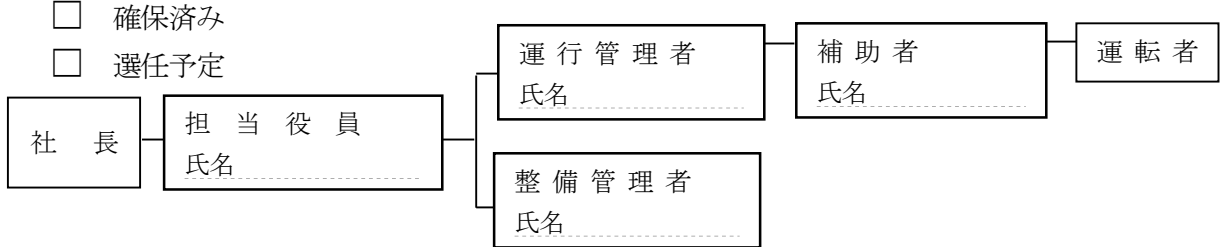
〔運行管理体制に係る留意事項〕

1. 運転者数は、既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員欄にそれぞれ記入して下さい。
2. 運行管理者及び整備管理者が選任されている場合は「確保済」に、選任予定の場合は「選任予定」の□欄に✓印を入れた上、指揮命令系統図に氏名を記入して下さい。なお、指揮命令系統図は、標準なケースを示していますので、申請者の事業運営の実情に見合うように変更して下さい。整備管理者を外注する場合は、「外注」と記入して下さい。
3. 勤務割及び乗務割の拘束時間等については、それぞれの計画している時間数を記入して下さい。
 - (1) 「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間を言います。
 - (2) 「休憩時間」とは、勤務と次の勤務との時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間を言います。（24時間－拘束時間）
4. 点呼等の体制については、点呼・点検の実施者及び場所をそれぞれの欄に記入して下さい。営業所と車庫間の連絡方法は、営業所と車庫が併設されている場合は「併設」と、併設されていない場合は、常時密接な連絡が取れる具体的方法を記入して下さい。（例：携帯電話、公衆電話等）
5. 事故防止体制等の体制については、次により記入して下さい。
 - (1) 研修・講習会等の開催予定回数を記入して下さい。
 - (2) 積載量確認方法は、該当する□欄に✓印を記入して下さい。
6. 苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名を記入して下さい。
7. 標準運送約款を適用する場合には、該当する□欄に✓印を記入して下さい。なお、運送約款を設定する場合には、許可後に運送約款の認可を受けて下さい。（霊柩約款については、標準がないため、制定認可となります。約款例がありますので、協会までお問い合わせ下さい。

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画 確保人員名
確保予定人員名

2. 適切な運行管理者及び整備管理者の選任計画並びに指揮命令系統



3. 厚生労働省の2. 9告示及び3. 1通達に適合する勤務割及び乗務割の計画
(自社の時間を記入して下さい)

拘束時間		運転時間		休息時間	
1ヶ月	時間	2日平均1日当り	時間	勤務と勤務の間	時間
1日	時間	2週平均1週当り	時間		
		連続運転	時間		

4. 点呼等が確実に実施できる体制

点呼場所	点呼実施者	日常点検の実施場所	日常点検の実施者	営業所と車庫間の連絡方法

5. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

- (1) 事故防止に関する指導教育方法及び計画

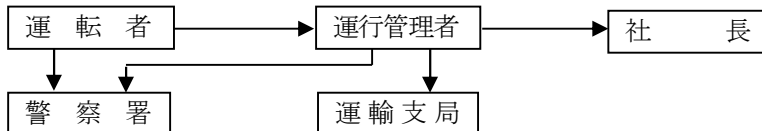
研修・講習会等の開催予定 年回

- (2) 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

① 研修・講習会等開催予定 年回

② 過積量確認方法 計量器による 運送依頼票による

- (3) 事故処理連絡体制



6. 苦情処理体制

(1) 苦情処理責任者 氏名.....

(2) 苦情処理担当者 氏名.....

適用する運送約款

- ① 運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
 ② 運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
 ③ 上記以外の運送約款を設定する。

運行管理者就任承諾書

令和 年 月 日

..... 殿

(住 所)

(氏 名) 印

就 任 承 諾 書

私は、貴殿が一般貨物自動車運送事業の経営を許可された場合、運行管理者に就任することを承諾します。

〔備考〕 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

整備管理者就任承諾書

令和 年 月 日

..... 殿

(住 所)

(氏 名) ⑩

就 任 承 諾 書

私は、貴殿が一般貨物自動車運送事業の経営を許可された場合、整備管理者に就任することを承諾します。

〔備考〕 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

貨物自動車運送事業者が行う利用運送事業の添付書類

1. 事業の用に供する施設の概要及び付近の状況を記載した書類

(但し、貨物自動車運送事業と同位置施設であれば添付の必要はありません。)

(1) 施設の案内図、見取図、平面（求積）図面、写真 ……………

(2) 施設が都市計画法等関係法令に抵触しないことの宣誓書 ……………

(3) 施設の使用権原を証する書面

① 自己所有（不動産登記簿謄本等）……………

② 借入（賃貸借契約書等）……………

2. 利用する事業者との運送に関する契約書の写し ……………

3. 貨物の保管施設を必要とする場合

保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類 ……………

[なお、審査については上記必要書類によって行うものと致します。]

利用運送に係る事業計画の新旧対照表

1. 利用運送に係る運送機関の種類（従来通り）

貨物自動車運送

2. 利用運送の区域（従来通り）

中国運輸局管内発着貨物

3. 主たる事務所の名称及び位置

新旧	名 称	住 所
新		
旧		

4. 営業所の名称及び位置（従来通り）

本社営業所 島根県.....

5. 業務の範囲（従来通り）

限定なし

6. 保管施設の概要

新旧	名 称	住 所
新	必要としない	
旧	本社保管庫	

7. 利用する運送を行う実運送事業者の概要

新旧	名 称	住 所
新		
旧		

(別紙)

一般貨物自動車運送事業利用運送に係る申請書

中国運輸局長 殿		申請年月日		令和 年 月 日	
営業所	名称	支店・営業所			
	郵便番号	〒	電話番号	()	
	位置				
業務の範囲		一般・宅配		保管施設	有・無
保管施設	郵便番号	〒	面積	m ²	
	所在地				
利用する 運送事業者	名称				
	位置				
	名称				
	位置				
	名称				
	位置				

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む.....(以下「甲」という)と利用運送事業を営む.....
(以下「乙」という)との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

(契約の範囲)

第1条 荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

(貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)

第2条 貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を紹介して受渡しする。発送貨物は、乙が甲に引渡たるときより甲の責任とする。到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引渡るときより乙の責任とする。甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

(荷主に対する責任及び損害賠償の範囲)

第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙両者責任分野によってその責を負い、賠償の範囲は運送約款並びに利用運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず各々その責任を負うものとする。

(事故の処理)

第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

(運送保険)

第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申し込み受けたる甲又は乙にて取扱うものとする。

(運送順位)

第6条 法令に定めない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

(運賃及び料金の支払い)

第7条 乙は甲に対して、甲の所管する運輸局に届け出た運賃及び料金に基づいて、これを支払うものとする。

(運賃及び料金の決済)

第8条 運賃及び料金は、毎月末日をもって当月分のメ切計算をし、翌月25日までに、甲乙間において決済する。

(契約の解除及び更改)

第9条 本契約の条項中、契約の継続が不適当と認められるときは、甲乙協議のうえ、これを更改することができる。又、本契約に定めのない事項については、そのつど甲乙協議のうえ、これを決定する。

(契約の期間)

第10条 契約期間は、この契約成立の日から1年とする。但し、契約期間終了の3ヶ月前までに、甲乙双方とも何ら異議の申出のないときは、自動的に契約期間を1年間延長する。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印のうえ、各1部を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所
事業者名
代表者名 (印)

(乙) 住 所
事業者名
代表者名 (印)

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

(譲渡人) 住 所
氏名又は名称
代表者名 (印)
電話番号 ()

(譲受人) 住 所
氏名又は名称
代表者名 (印)
電話番号 ()

[注] 契約者の「甲」と「乙」について

1. 「甲」欄には、輸送依頼する相手方を記入する。
2. 「乙」欄には、申請者（当事者）を記入する。
3. 契約書は「写し」を添付する。

平成 年 月 日

中国運輸局長 殿

〔譲渡人〕 住 所

氏名又は名称

代表者氏名 ⑩

〔譲受人〕 住 所

氏名又は名称

代表者氏名 ⑩

一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受終了届

平成 年 月 日付け、中国自貨第 号をもって認可になりました一般貨物自動車運送事業は、平成 年 月 日に運輸開始したので、届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所

譲渡人 住 所

氏名又は名称

代表者名

譲受人 住 所

氏名又は名称

代表者名

2. 届出事項

平成 年 月 日付け、中国自貨第 号に係る一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受の完了

3. 届出事項の発生の日

平成 年 月 日

4. 車両一覧表

No.	登 録 番 号	最大積載量	車体の形状	所 属 営 業 所	備 考
1	島根	kg			
2	島根	kg			
3	島根	kg			
4	島根	kg			
5	島根	kg			
6	島根	kg			
7	島根	kg			
8	島根	kg			
9	島根	kg			
10	島根	kg			

5. 一般自動車損害保険（任意保険）加入状況

対人賠償額 千万円の保険に加入しました。

6. 社会保険加入状況

- 労働災害保険 (平成 年 月 日に加入しました・未加入)
- 雇用保険 (平成 年 月 日に加入しました・未加入)
- 健康保険・厚生年金保険 (平成 年 月 日に加入しました・未加入)

7. 添付書類（法人を設立した場合にあっては、登記簿謄本）